

# 伐木作業等の安全対策の規制が変わります



- 平成23年以降、林業における死亡者数が減少していない
- 死亡者の約6割はチェーンソー作業による伐木作業が原因であること
- 死傷者の約3割は立木等の激突による被災、約2割はチェーンソーによる被災が原因であること

これらのことから、労働安全規則で定める規制強化及びチェーンソーに係る特別教育の見直しが実施された旨が、奈良県労働局より通達がありました。

## 今年（令和元年）8月1日より、保護衣着用の義務付け

事業者は、チェーンソーを使用する作業（伐木作業等）を行う労働者に、防護ズボンやチャップス等の防護衣を着用させなければなりません。

労働者は、チェーンソーを使用する作業（伐木作業等）を行うときは、防護ズボンやチャップス等の防護衣を着用しなければなりません。



チェーンソー使用時の防護衣の着用について、事業者と労働者の双方に「防護衣の着用を義務付ける」こととなりました。

そのため、事業者は労働者に対して防護衣を着用させる義務があり、労働者は防護衣を着用する義務が課せられます。

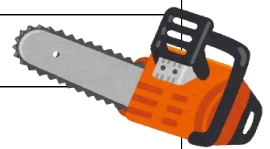
## 来年（令和2年）7月31日までに、チェーンソーに係る特別教育受講

既に「チェーンソー使用に係る特別教育を修了した人」は、安全教育の補講を来年（令和2年）7月末日までに受講しなければなりません。受講しないと、来年（令和2年）8月1日以降チェーンソーを使用する作業ができなくなります。

この補講を受けない場合は、来年（令和2年）8月1日以降に再度「チェーンソー使用に係る特別教育（3日間）」の受講が必要となります。

### 補講の概要

対象者	(旧)労働安全衛生規則第36条第8号(チェーンソーに関する講習を含む)修了者
補講時間	学科・実技で約2時間30分
受講料	予定では、5,000円程度



※ご希望の方は宇陀市森林組合までお申し込みください。  
期限がありますので、お早めをお願いいたします。